○国立大学法人筑波大学公印取扱規程

（平成２３年３月２４日
法人規程第２２号）

改正　平成２３年法人規程第３９号
平成２４年法人規程第　７号
平成２４年法人規程第６０号
平成２５年法人規程第１２号
平成２５年法人規程第４４号
平成２６年法人規程第３３号
平成２６年法人規程第５６号
平成２６年法人規程第６３号
平成２７年法人規程第２３号
平成２７年法人規程第４７号
平成２７年法人規程第５０号
平成２７年法人規程第６０号
平成２８年法人規程第３７号
平成２８年法人規程第６８号
平成２９年法人規程第１３号
平成２９年法人規程第４５号
平成２９年法人規程第５４号
平成３０年法人規程第３８号
平成３０年法人規程第７１号
令和　元年法人規程第１６号
令和　２年法人規程第３０号
令和　２年法人規程第４５号
令和　３年法人規程第１２号
令和　４年法人規程第　８号
令和　４年法人規程第６３号
令和　５年法人規程第　９号
令和　６年法人規程第　５号
令和　６年法人規程第４６号
令和　６年法人規程第５７号
令和　７年法人規程第４１号

国立大学法人筑波大学公印取扱規程

（趣旨）

第１条　この法人規程は、国立大学法人筑波大学の組織及び運営の基本に関する規則（平成１６年法人

規則第１号。以下「基本規則」という。）第９０条の規定に基づき、国立大学法人筑波大学が使用する公印の種類、寸法及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この法人規程において「公印」とは、業務上作成された文書に使用する印章で、これを押すことにより当該文書が真正なものであることを認証するためのものをいう。

（公印の作成等）

第３条　公印の作成、改刻及び廃止は、学長が行うものとする。

（公印の形式等）

第４条　公印は、方形の印面の周囲に一条の外側縁を付し、その内側に刻印すべき組織の名称又は職名を浮き彫りにするものとする。この場合において、「印」又は「之印」の文字を加えて刻印することができる。

２　公印の印材には、容易に摩滅又は腐食しない硬質のものを使用しなければならない。

（公印の種類、公印管守責任者等）

第５条　公印の種類は次のとおりとし、その名称及び寸法並びに公印管守責任者及び公印管守担当者は、別表第１、第２及び第３のとおりとする。

(1)　第１種公印

法務局に登録された国立大学法人筑波大学長の印

(2)　第２種公印

国立大学法人筑波大学又は筑波大学若しくはその組織の名称を刻印した公印

(3)　第３種公印

役員又は職員（以下「職員」という。）でその職務権限が定められたものの職名を刻印した公印

２　学長は、前項に定める公印のほか、英文の証明書に使用するため、学長の氏名の英文サイン印章を作ることができる。

３　公印管守責任者は、公印に関する事務を総括し、及び公印の管理に関し公印管守担当者を監督する。

４　公印管守担当者は、公印管守責任者の命を受け、公印が適切に使用されるよう管理し、及び公印が使用されないときは、それを確実な保管場所に格納し、厳重に保管しなければならない。

５　総務部総務課長（以下「総務課長」という。）は、別記様式第１号の公印簿を備え、これに新たに作成又は改刻された公印を押印し、その印影を保存しなければならない。

（公印の使用等）

第６条　公印の使用を必要とする場合は、公印の押印を必要とする文書に原議書を添えて、公印管守担当者に公印の使用を請求するものとする。

２　公印管守担当者は、前項の請求を受けたときは、公印の押印を必要とする文書と決裁済みの原議書とを照合した上で、自ら押印し、又は公印の使用を請求した者に押印させるものとする。この場合において、公印の使用を請求した者に押印させるときは、公印管守担当者は、その押印に立ち会わなけ

ればならない。

（公印の使用の特例）

第７条　特別の事情により公印の押印を必要とする文書に決裁済みの原議書を添えることができないときは、その理由を付して、公印管守責任者に公印の使用を請求することができる。

２　公印管守責任者は、前項の理由がやむを得ないと認めるときは、公印の使用を承認するものとする。この場合において、公印管守担当者は、別記様式第２号の公印使用簿に必要事項を記入しなければならない。

３　公印管守担当者は、前２項の規定による公印の使用について、決裁済みの原議書の確認等必要な事後措置をとるものとする。

（公印の印影印刷）

第８条　一定の字句からなる文書で多数印刷するものにあっては、公印管守責任者が支障がないと認めたときは、総務課長と協議の上、その公印の印影を当該文書と同時に印刷して公印の押印に代えることができる。

２　電子計算機により作成する文書にあっては、公印管守責任者が支障がないと認めたときは、総務課長と協議の上、電子計算機により作成した印影を当該文書と同時に印刷又は出力して公印の押印に代えることができる。

（法人細則への委任）

第９条　この法人規程に定めるもののほか、会計機関等の使用する公印に関し必要な事項は、法人細則で定める。

（雑則）

第１０条　別表第１から別表第３までの改正は、学長名義の決裁をもって行うこととし、運営会議及び役員会の審議を要しない。

附　則

１　この法人規程は、平成２３年４月１日から施行する。ただし、次項の規定は、平成２４年４月１日から施行する。

２　国立大学法人筑波大学公印取扱規程の一部を次のように改正する。

別表第３中

名称	寸法	公印管守責任者	公印管守担当者	備考
哲学・思想学系長の印	３０ミリメートル平方	支援室長	左欄の公印管守責任者が当該組織の職員のうちから指名する者	

歴史・人類学系長の印				
文芸・言語学系長の印				
現代語・現代文化学系長の印				
教育学系長の印				
心理学系長の印				
障害科学系長の印				
社会科学系長の印				
社会工学系長の印				
生物科学系長の印				
農林学系長の印				
農林工学系長の印				
応用生物化学系長の印				
数学系長の印				
物理学系長の印				
化学系長の印				
地球科学系長の印				
物理工学系長の印				
物質工学系長の印				
機能工学系長の印				
電子・情報工学系長の印				
体育科学系長の印				
芸術学系長の印				
基礎医学系長の印				
臨床医学系長の印				
社会医学系長の印				
看護科学系長の印				
図書館情報学系長の印				

を削る。

附　則（平２３．９．２９法人規程３９号）

この法人規程は、平成２３年１０月１日から施行する。

附　則（平２４．３．２９法人規程７号）

この法人規程は、平成２４年４月１日から施行する。

附　則（平２４．１１．２２法人規程６０号）

１　この法人規程は、平成２４年１２月１日から施行する。ただし、次項の規定は、平成２５年４月１

日から施行する。

２　国立大学法人筑波大学公印取扱規程の一部を次のように改正する。

別表第３の陸域環境研究センター長の印及びアイソトープ総合センター長の印の項を削る。

附　則（平２５．２．２８法人規程１２号）

この法人規程は、平成２５年４月１日から施行する。

附　則（平２５．３．２８法人規程４４号）

この法人規程は、平成２５年４月１日から施行する。

附　則（平２６．３．２７法人規程３３号）

この法人規程は、平成２６年４月１日から施行する。

附　則（平２６．５．９法人規程５６号）

この法人規程は、平成２６年５月９日から施行する。

附　則（平２６．１０．１６法人規程６３号）

この法人規程は、平成２６年１０月１６日から施行する。

附　則（平２７．３．２６法人規程２３号）

この法人規程は、平成２７年４月１日から施行する。

附　則（平２７．５．２８法人規程４７号）

この法人規程は、平成２７年６月１日から施行する。

附　則（平２７．６．２５法人規程５０号）

この法人規程は、平成２７年７月１日から施行する。

附　則（平２７．９．２４法人規程６０号）

この法人規程は、平成２７年１０月１日から施行する。

附　則（平２８．３．２４法人規程３７号）

この法人規程は、平成２８年４月１日から施行する。

附　則（平２８．１２．２２法人規程６８号）

この法人規程は、平成２９年１月１日から施行する。

附　則（平２９．３．２３法人規程１３号）

この法人規程は、平成２９年４月１日から施行する。

附　則（平２９．６．２２法人規程４５号）
この法人規程は、平成２９年７月１日から施行する。

附　則（平２９．９．２８法人規程５４号）
この法人規程は、平成２９年１０月１日から施行する。

附　則（平３０．３．２２法人規程３８号）
この法人規程は、平成３０年４月１日から施行する。

附　則（平３０．９．２７法人規程７１号）
この法人規程は、平成３０年１０月１日から施行する。

附　則（令元．１０．３１法人規程１６号）
この法人規程は、令和元年１０月３１日から施行し、この法人規程による改正後の国立大学法人筑波大学公印取扱規程の規定は、同年１０月１日から適用する。

附　則（令２．３．２６法人規程３０号）
１　この法人規程は、令和２年４月１日から施行する。
２　国立大学法人筑波大学の組織及び運営の基本に関する規則の一部を改正する法人規則（令和元年法人規則第１５号）附則第３条の規定によりなお従前の例によるとされた研究科に係る別表第３の規定の適用については、この法人規程による改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附　則（令２．７．３法人規程４５号）
この法人規程は、令和２年７月３日から施行する。

附　則（令３．３．１８法人規程１２号）
この法人規程は、令和３年４月１日から施行する。

附　則（令４．３．２４法人規程８号）
この法人規程は、令和４年４月１日から施行する。

附　則（令４．１２．２２法人規程６３号）
この法人規程は、令和５年１月１日から施行する。

附　則（令５．３．２３法人規程９号）
この法人規程は、令和５年４月１日から施行する。

附　則（令６．１．２５法人規程５号）

この法人規程は、令和６年４月１日から施行する。

附　則（令６．５．３０法人規程４６号）

この法人規程は、令和６年９月１日から施行する。

附　則（令６．９．２７法人規程５７号）

この法人規程は、令和６年１０月１日から施行する。

附　則（令７．３．３１法人規程４１号）

この法人規程は、令和７年４月１日から施行する。

別表第１（第５条関係）

第１種公印

名称	寸法	公印管守責任者	公印管守担当者	備考
国立大学法人筑波大学長の印	３０ミリメートル平方	総務課長	左欄の公印管守責任者が当該組織の職員のうちから指名する者	法令に基づく申請、契約等に係る重要な文書専用

別表第２（第５条関係）

第２種公印

名称	寸法	公印管守責任者	公印管守担当者	備考
国立大学法人筑波大学の印	３０ミリメートル平方	総務課長	左欄の公印管守責任者が当該組織の職員のうちから指名する者	
筑波大学の印				
附属小学校の印	２５ミリメートル平方	当該附属学校の副校長（以下「附属学校副校長」という。）		
附属中学校の印				
附属駒場中学校の印				
附属高等学校の印				
附属駒場高等学校の印				
附属坂戸高等学校の印				
附属視覚特別支援学校の印				
附属聴覚特別支援学校の印				

附属大塚特別支援学校の印				
附属桐が丘特別支援学校の印				
附属久里浜特別支援学校の印				
筑波大学の印	４０ミリメートル平方	総務課長		学群、附属学校及び理療科教員養成施設の学位記、卒業証書又は修了証書の専用
附属病院麻薬・覚醒剤原料専用の印	２０ミリメートル平方	病院総務部管理課長		麻薬及び覚醒剤原料の譲受証専用

別表第３（第５条関係）

第３種公印

名称	寸法	公印管守責任者	公印管守担当者	備考
国立大学法人筑波大学長の印	２８ミリメートル平方	総務課長	左欄の公印管守責任者が当該組織の職員のうちから指名する者	
筑波大学長の印	３０ミリメートル平方			
国立大学法人筑波大学理事の印				
筑波大学副学長の印				
国立大学法人筑波大学監事の印				
国立大学法人筑波大学部長の印	２３ミリメートル平方			
部長の印				
国立大学法人筑波大学課長の印	２０ミリメートル平方			
課長の印				
国立大学法人筑波大学室長の印				
エリア支援室長の印		エリア支援室長		
支援室長の印		社会人大学院等支援室長又は海外教育拠点支		

		援室長		
スチューデントサポートセンター長の印		学生部学生生活課長		
人文社会ビジネス科学学術院長の印	３０ミリメートル平方	エリア支援室長、社会人大学院等支援室長、海外教育拠点支援室長又は教育推進部課長（グローバル教育院担当）		
理工情報生命学術院長の印				
人間総合科学学術院長の印				
人文・文化学群長の印				
人文・文化学群学類長の印	２３ミリメートル平方			
人文学類長の印				
比較文化学類長の印				
日本語・日本文化学類長の印				
社会・国際学群長の印	３０ミリメートル平方			
社会・国際学群学類長の印	２３ミリメートル平方			
社会学類長の印				
国際総合学類長の印				
人間学群長の印	３０ミリメートル平方			
人間学群学類長の印	２３ミリメートル平方			
人間学群教育学類長の印				
人間学群心理学類長の印				
人間学群障害科学類長の印				
教育学類長の印				
心理学類長の印				
障害科学類長の印				

生命環境学群長の印	３０ミリメートル平方		
生命環境学群学類長の印	２３ミリメートル平方		
生物学類長の印			
生物資源学類長の印			
地球学類長の印			
理工学群長の印	３０ミリメートル平方		
理工学群学類長の印	２３ミリメートル平方		
数学類長の印			
物理学類長の印			
化学類長の印			
応用理工学類長の印			
工学システム学類長の印			
社会工学類長の印			
情報学群長の印	３０ミリメートル平方		
情報学群学類長の印	２３ミリメートル平方		
情報科学類長の印			
情報メディア創成学類長の印			
知識情報・図書館学類長の印			
医学群長の印	３０ミリメートル平方		
医学類長の印	２３ミリメートル平方		
看護学類長の印			
医療科学類長の印			
体育専門学群長の印	３０ミリメートル		
芸術専門学群長の印			

学際サイエンス・デザイン専門学群長の印	平方			
グローバル教育院長の印				
総合学域群長の印		総合学域群担当課長		
アーカイブズ館長の印		アーカイブズ館長		
人文社会系長の印		エリア支援室長又は社会人大学院等支援室長		
ビジネスサイエンス系長の印				
数理物質系長の印				
システム情報系長の印				
生命環境系長の印				
人間系長の印				
体育系長の印				
芸術系長の印				
医学医療系長の印				
図書館情報メディア系長の印				
センター長の印	２０ミリメートル平方	総務課長		
		下田臨海実験センター長		
		山岳科学センター長		
保健管理センター所長の印		学生部学生生活課長		
附属図書館長の印	３０ミリメートル平方	学術情報部情報企画課長		
附属病院長の印		病院総務部総務課長		
附属病院薬剤部長の印	２０ミリメートル平方			
国立大学法人筑波大学附属学校教育局教育長の印	３０ミリメートル平方	東京キャンパス事務部学校支援課長		
附属学校教育局教育長の印				
国立大学法人筑波大学東京キャンパス事務部	２０ミリメートル			

の課長の印	平方		
東京キャンパス事務部の課長の印			
附属小学校長の印	２３ミリメートル平方	附属学校副校長	
附属中学校長の印			
附属駒場中学校長の印			
附属高等学校長の印			
附属駒場高等学校長の印			
附属坂戸高等学校長の印			
附属視覚特別支援学校長の印			
附属聴覚特別支援学校長の印			
附属大塚特別支援学校長の印			
附属桐が丘特別支援学校長の印			
附属久里浜特別支援学校長の印			
理療科教員養成施設長の印	２０ミリメートル平方	東京キャンパス事務部企画推進課長	
国際産学連携本部長の印		国際産学連携本部産学連携統括	
つくば臨床医学研究開発機構長の印		病院総務部総務課長	
開発研究センター長の印		産学連携部産学連携企画課長	
オープンイノベーション国際戦略機構長の印			
国立大学法人筑波大学長の印	１５ミリメートル平方	総務課長	各種証明書用
		総務部人事課長	
筑波大学長の印		総務課長	
		教育推進部教育推進課	

		長		
		学生部学生生活課長		
		学生部学生交流課長		
		エリア支援室長		
		社会人大学院等支援室長又は海外教育拠点支援室長		
		総合学域群担当課長		
		病院総務部総務課長		
		東京キャンパス事務部学校支援課長		
筑波大学附属病院長の印		病院総務部医療支援課長		
附属小学校長の印		附属学校副校長		
附属中学校長の印				
附属駒場中学校長の印				
附属高等学校長の印				
附属駒場高等学校長の印				
附属坂戸高等学校長の印				
附属視覚特別支援学校長の印				
附属聴覚特別支援学校長の印				
附属大塚特別支援学校長の印				
附属桐が丘特別支援学校長の印				
附属久里浜特別支援学校長の印				
理療科教員養成施設長の印		東京キャンパス事務部学校支援課長		

別記様式第１号(第５条関係)

公印簿

（印影）	
公印の種類	
印材	
寸法	
作成・改刻年月日	
使用開始年月日	
廃止年月日	
備考	

（注）　1　用紙は、Ａ４判とし、公印１個につき１枚とすること。

　　2　印影欄には、強じんな和紙に押印した印影を貼付すること。

別記様式第２号（第７条関係）

公印使用簿

年月日	公印の種類	件名	件数	公印管守責任者印	公印管守担当者印	使用者印	備考